３　組合は、法第四十三条第十項の規定により組合員の標準報酬を改定するときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬随時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関から受け、標準報酬を改定するものとする。

一　組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの

［二～五　略］

４　組合は、法第四十三条第十二項の申出並びに同項に規定する育児休業等（以下「育児休業等」という。）に係る子の氏名及び生年月日並びに当該育児休業等の承認期間を証明する証拠書類の提出が組合員からあり標準報酬を改定するときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬育児休業等終了時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関から受け、標準報酬を改定するものとする。

一　組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの

［二～五　略］

５　組合は、法第四十三条第十四項の申出並びに同項に規定する産前産後休業（以下「産前産後休業」という。）に係る子の氏名及び生年月日並びに当該産前産後休業の取得期間を証明する証拠書類の提出が組合員からあり標準報酬を改定するときは、次に掲げる事項を記載した標準報酬産前産後休業終了時改定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関から受け、標準報酬を改定するものとする。

一　組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの

［二～五　略］

［6～13　略］

（標準期末手当等の額の決定）

第百一条の十　組合は、次に掲げる事項を記載した標準期末手当等の額決定基礎届の提出を当該組合員の給与支給機関から受け、標準期末手当等の額を決定するものとする。

一　組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの

［二・三　略］

［2～9　略］

（支払未済の給付）

第百二条　法第四十七条第一項の規定により給付の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項（第一号の二に掲げる事項にあつては、退職等年金給付に係る支払未済の給付の支給を受けようとする場合に限る。）を記載した請求書を組合（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条、第百二十一条第三項、第百二十二条、第百二十四条第二項、第五項及び第六項、第百二十六条第二項、第百二十八条から第百四十五条まで、第百四十七条から第百五十三条まで、第百五十五条、第百五十六条、第百五十九条第一項及び第三項、第百五十九条の二、第百五十九条の三第一項、第百六十条第二項並びに第百六十一条第一項において同じ。）に提出しなければならない。

［一～二　略］

二の二　死亡した者の組合員等記号・番号（当該給付が退職等年金給付である場合には、基礎年金番号）

［三～五　略］

［2・3　略］

３　［同上］

一　組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの

［二～五　同上］

４　［同上］

一　組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの

［二～五　同上］

５　［同上］

一　組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの

［二～五　同上］

［6～13　同上］

（標準期末手当等の額の決定）

第百一条の十　［同上］

一　組合員の氏名、生年月日、性別及び組合員証の組合員等記号・番号又はこれに準ずるもの

［二・三　同上］

［2～9　同上］

（支払未済の給付）

第百二条　［同上］

［一～二　同上］

二の二　死亡した者の組合員証の組合員等記号・番号（当該給付が退職等年金給付である場合には、基礎年金番号）

［三～五　同上］

［2・3　同上］